

第44号様式「事業所税の申告書」の記載例

- ① 別表1「事業所等明細書」明細区分1の計のウ欄の床面積を記載します。
- ② 別表1「事業所等明細書」明細区分2の計のウ欄の床面積を記載します。
- ③④ 別表2「非課税明細書」のアの合計(事業所等が2以上ある場合は合算)で、③または④に対応する個々の数値を
- ⑤⑥ 別表3「課税標準の特例明細書」のウの合計(事業所等が2以上ある場合は合算)で⑤または⑥に対応する個々の数値を記載します。

⑦ 「①-③-⑤」の数値を記載します。ただし、課税標準の算定期間が12月に満たない場合は上記の数値に
 $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$
 を乗じて得た数値を記載します。
 ※この場合先に12で除してから算定期間の月数を乗じて計算をし、1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

⑧ 「②-④-⑥」の数値に、各々以下に掲げる割合を乗じて得た数値の計を記載します。

(1) 算定期間の中途に新設した事業所等
 新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の中途に廃止した事業所等
 算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
 $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間の中途に新設し、かつ廃止した事業所等
 新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数
 $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$

なお、1㎡の100分の1未満の端数は個々の事業所等ごとに切り捨てます。

受付印 令和〇〇年5月20日 (あて先)宇都宮市長	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認印	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
		申告年月日		令和 年 月 日			
(フリガナ) 氏名又は名称 A株式会社		住所 本店 〒 320 - 8540 宇都宮市旭1丁目1番5号		電話番号 (028-632-2186)		事業種目 機械販売及び倉庫業	
(フリガナ) 法人の代表者氏名 甲野 一郎		住所 支店 〒 -		電話番号 ()		資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千円 100,000	
						所轄税務署名 宇都宮 税務署	
						この申告に 応答する者 の氏名 乙田 次夫	
						電話番号 (028-632-2186)	

令和××年4月1日から令和〇〇年3月31日までの事業年度又は課税期間		申告書	電話番号 (028-632-2186)						
事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	5 3 0 0 0 0	円	従業者給与総額	⑫	1 0 1 8 7 1 8 9 7 8	円	
資	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	3 6 3 6 3	業	非課税に係る従業者給与総額	⑬	8 2 5 3 6 0 7	円
	非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	4 9 5 8 6		控除従業者給与総額	⑭		
事	業所床面積	②に係る非課税床面積	④		者	課税標準となる従業者給与総額	⑮	1 0 1 0 4 6 5 0 0 0	円
	控除事業所	①に係る控除床面積	⑤	2 2 5 3 1 0		従業者割額(⑮×0.25/100)	⑯	2 5 2 6 1 6 2	円
産	床面積	②に係る控除床面積	⑥		割	既に納付の確定した従業者割額	⑰		円
	課税標準と	①に係る課税標準となる床面積	⑦	2 5 5 1 0 4		資産割額と従業者割額の合計額	⑱	4 0 7 4 9 0 0	円
なる	事業所	②に係る課税標準となる床面積	⑧	3 0 3 0	事	業所税額	⑲		円
	床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	2 5 8 1 3 4		この申告により納付すべき事業所税額	⑳	4 0 7 4 9 0 0	円
割	資産割額	(⑨×600円)	⑩	1 5 4 8 8 0 4					
	既に納付の確定した資産割額	⑪							

⑩ 1円単位で記載します。

⑪⑰ 修正申告の場合は、既に納付の確定した資産割額または従業者割額を1円単位で記載します。

⑱ 修正申告の場合は、⑪と⑰の合算した額を100円未満の端数を切り捨てて記載します。

修正申告の場合は「修正」と記載します。それ以外の場合は空欄

⑫ 別表1「事業所等明細書」の従業者給与総額の合計を記載します。

⑬ 別表2「非課税明細書」の非課税従業者給与総額ウの合計を記載します。

⑭ 別表3「課税標準の特例明細書」の控除従業者給与総額力の合計を記載します。

⑮ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

⑯ 1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

⑰ 100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

第四十四号様式